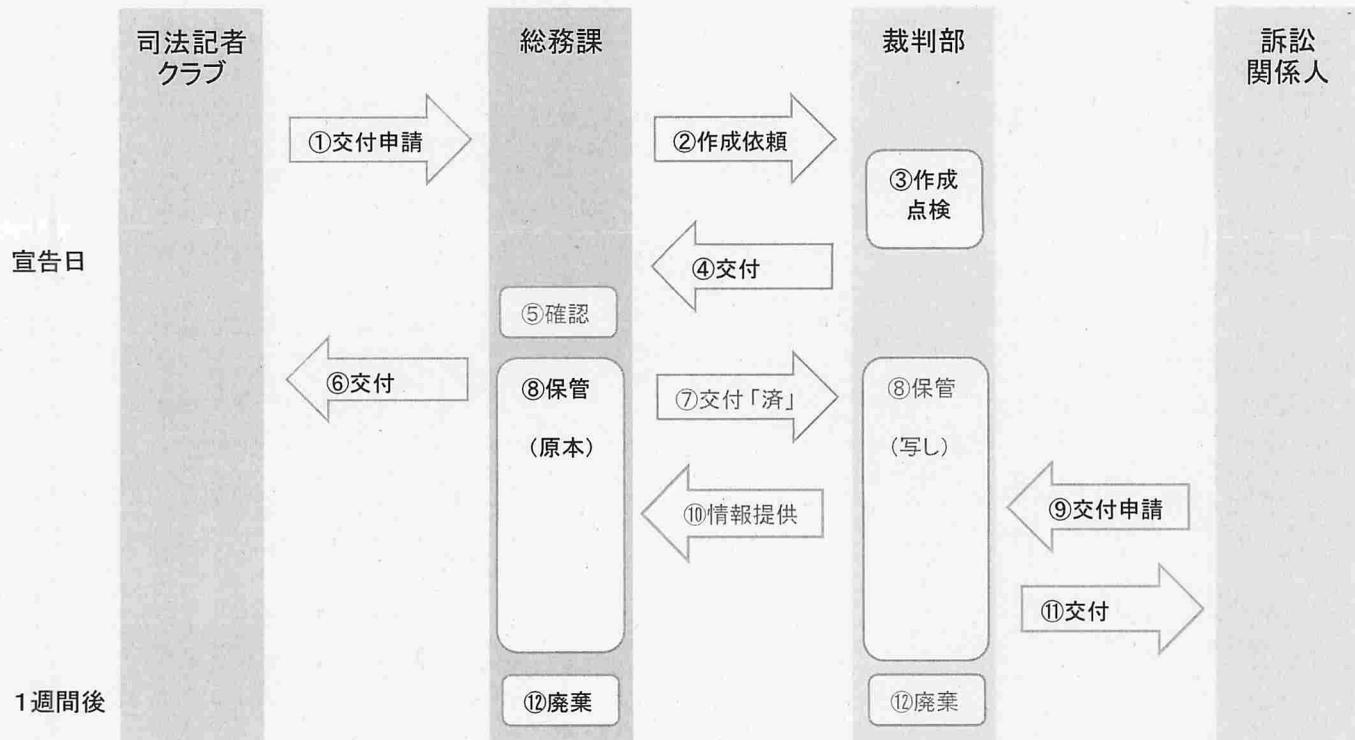


訴訟関係人に対する刑事訴訟事件の判決要旨の交付について

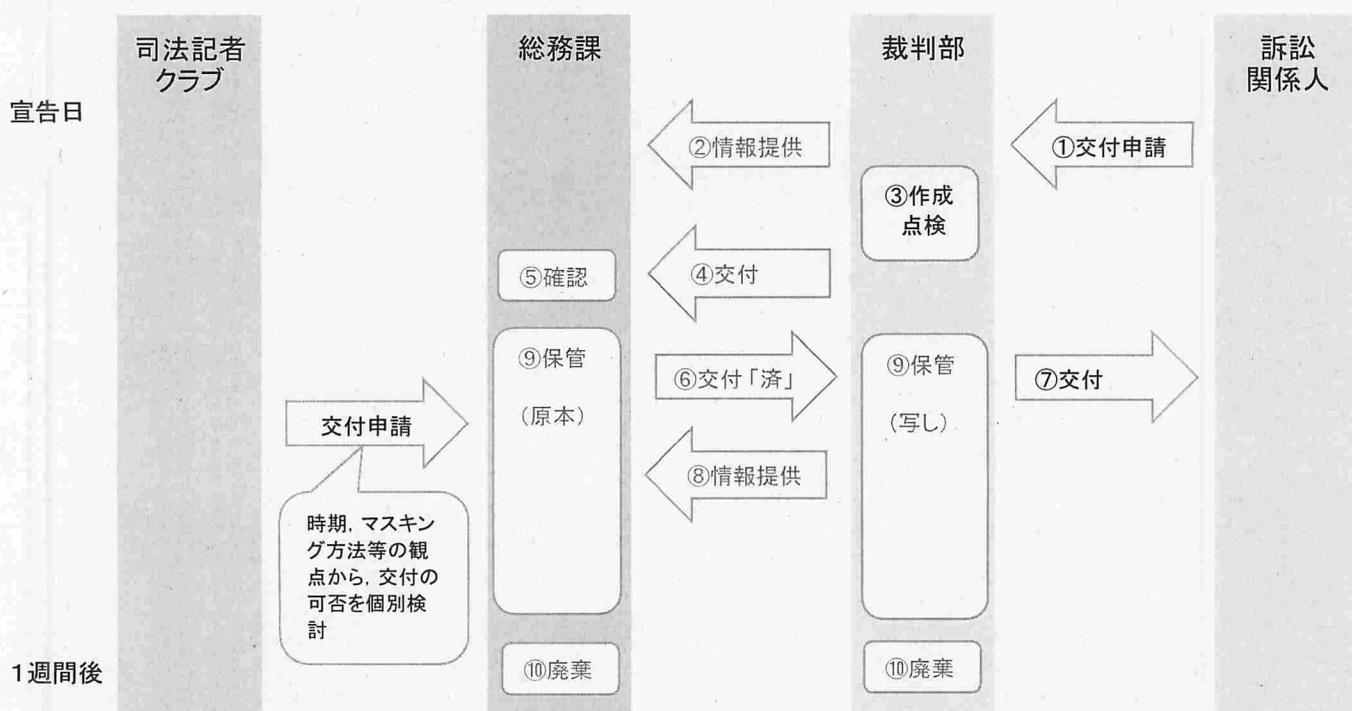
平成29年1月10日
大阪高等裁判所

訴訟関係人に対する刑事訴訟事件の判決要旨の交付については、次のとおり運用する。

【1】司法記者クラブからの申請により判決要旨を作成する場合



【2】訴訟関係人からの申請により判決要旨を作成する場合



※事務の内容は別紙のとおり

(別紙)

●司法記者クラブからの申請により判決要旨を作成する場合

- ① 司法記者クラブから総務課に対して判決要旨の交付申請
- ② 総務課から裁判部に対して判決要旨の作成依頼
- ③ 裁判部が判決要旨を作成・点検
- ④ 裁判部から総務課に対して判決要旨を交付
- ⑤ 総務課が判決要旨を確認(形式的記載事項)
- ⑥ 総務課から司法記者クラブに対して判決要旨を交付
- ⑦ 総務課から裁判部に対して判決要旨を交付(「済」を追記)
- ⑧ 総務課及び裁判部で判決要旨を保管
- ⑨ 訴訟関係人から裁判部に対して判決要旨の交付申請
- ⑩ 裁判部から総務課に対して情報提供(⑨の事実)
- ⑪ 裁判部から訴訟関係人に対して判決要旨を交付
- ⑫ 総務課及び裁判部で判決要旨を廃棄(宣告後1週間)

●訴訟関係人からの申請により判決要旨を作成する場合

- ① 訴訟関係人から裁判部に対して判決要旨の交付申請
- ② 裁判部から総務課に対して情報提供(①の事実)
- ③ 裁判部が判決要旨を作成・点検
- ④ 裁判部から総務課に対して判決要旨を交付
- ⑤ 総務課が判決要旨を確認(形式的記載事項)
- ⑥ 総務課から裁判部に対して判決要旨を交付(「済」を追記)
- ⑦ 裁判部から訴訟関係人に対して判決要旨を交付
- ⑧ 裁判部から総務課に対して情報提供(⑦の事実)
- ⑨ 裁判部及び総務課で判決要旨を保管
- ⑩ 裁判部及び総務課で判決要旨を廃棄(宣告後1週間)